

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の納付猶予牛に係る
1頭当たりの負担金単価について【令和7年7・8・9月分】

肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）（以下「交付要綱」という。）の附則27及び27の2の規定により負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛（以下「納付猶予牛」という。）に係る負担金の額については、それぞれ同附則28の規定に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合には、当該納付猶予牛に係る交付金の額に4分の1を乗じて得た額となり、標準的販売価格が標準的生産費を下回らなかった場合には、当該納付猶予牛に係る負担金の額は零となっています。

令和7年7・8・9月の交付金単価の確定により、当該納付猶予牛のうち同期間に販売された交付対象牛の負担金単価を下記のとおり公表します。

なお、各登録生産者の納付猶予牛に係る負担金の額については、交付金交付通知書等によりご確認ください。

記

1 肉専用種

算出の区域	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月
北海道	10,958.625 円	19,247.4 円	16,517.475 円
青森県	0 円	16,745.625 円	12,384.225 円
岩手県	0 円	10,388.025 円	6,026.625 円
宮城県	0 円	17,131.725 円	12,770.325 円
秋田県	0 円	11,596.05 円	7,234.65 円
山形県	0 円	10,902.6 円	6,541.2 円
福島県	0 円	19,339.65 円	14,978.25 円
茨城県	0 円	12,278.925 円	7,522.2 円
栃木県	0 円	10,856.025 円	6,099.3 円
群馬県	3,791.025 円	16,495.875 円	11,739.15 円
埼玉県	0 円	11,713.05 円	6,956.325 円
千葉県	0 円	7,240.95 円	2,484.225 円
東京都	0 円	7,046.55 円	2,289.825 円
神奈川県	0 円	7,798.95 円	3,042.225 円

算出の区域	令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月
山梨県	0 円	7, 198. 2 円	2, 441. 475 円
長野県	0 円	6, 383. 025 円	1, 626. 3 円
静岡県	0 円	2, 188. 575 円	0 円
新潟県	0 円	11, 196. 675 円	0 円
石川県	0 円	0 円	0 円
福井県	0 円	0 円	0 円
岐阜県	0 円	0 円	0 円
愛知県	0 円	0 円	0 円
三重県	0 円	0 円	0 円
滋賀県	0 円	0 円	0 円
京都府	0 円	0 円	0 円
大阪府	0 円	0 円	0 円
兵庫県	0 円	17, 052. 75 円	0 円
奈良県	0 円	0 円	0 円
和歌山県	0 円	0 円	0 円
島根県	0 円	0 円	0 円
岡山県	0 円	0 円	0 円
広島県	0 円	0 円	0 円
山口県	0 円	0 円	0 円
徳島県	0 円	0 円	0 円
香川県	0 円	173. 475 円	0 円
愛媛県	0 円	0 円	0 円
高知県	0 円	0 円	0 円
福岡県	0 円	0 円	0 円
佐賀県	0 円	0 円	0 円
長崎県	0 円	0 円	0 円
熊本県	0 円	0 円	0 円
大分県	0 円	0 円	0 円
宮崎県	0 円	0 円	0 円
鹿児島県	0 円	0 円	0 円
沖縄県	0 円	0 円	0 円

2 交雑種

令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月
0 円	1,819.35 円	2,608.2 円

3 乳用種

令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月
10,429.2 円	8,363.475 円	8,494.425 円

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課

担当:高城、須藤、富岡、高橋

電話:03-3583-8562